

障害者差別解消法およびガイドライン

令和6年4月1日から、事業者（病院含む）による合理的配慮の提供が義務化されました。

1. 目的

障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」をすることで、全ての人が共生できる社会を目指します。

2. 不当な差別的取扱いの禁止（してはいけないこと）

正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすること。

〔具体的な例〕

- ・診療・入院等の拒否（体制が整っているにも関わらず）
- ・身体障害者補助犬の同伴拒否（正当な理由なく）
- ・診察などを後回しにすること、診察室・病室の制限を行うこと
- ・本人を無視して、支援者・介助者のみに話しかけること
- ・大人の患者に幼児の言葉で接すること、傷つけるような言葉をかけること

3. 合理的配慮の提供（努めなければならないこと・義務）

障害のある方から困りごとの申し出があったとき、負担が重すぎない範囲で、病院が必要な変更や調整を行うことです。

〔配慮のポイント：合理的配慮の具体的な例〕

- ・意思疎通の配慮：筆談、読み上げ、分かりやすい表現での説明、手話通訳者の確保（可能な範囲で）
- ・情報の配慮：薬の説明書などを拡大文字にする、ふりがなを振る、簡単な言葉で伝える
- ・物理的環境の配慮：移動時に付き添いや誘導を行う、段差解消の仮設スロープを置く
- ・ルール、慣行の柔軟な変更：強い光が苦手な方への照明の調整、診察への家族・支援者の同席を認める

4. 大切なこと：「建設的対話」

- ・合理的配慮は、病院と障害のある方（または支援者）が話し合いを通じて、最も適切な方法を一緒に見つけ出すことが重要です。
- ・病院側は、障害のある方の希望や特性を理解し、柔軟な対応に努めます。
- ・もし、ご自身の障害に関して診療上の配慮が必要な場合は、遠慮なくお申し出ください。

法人本部 人事部 尾崎 武志

2025年10月1日



医療法人社団 博栄会 赤羽中央総合病院